



パート⑳

身体障害者福祉事業



補装具交付等事業

身体障害者（児）の方々に対し、職業その他日常生活の能率向上を図るため補装具の交付と修理を行っています。

対象者 身体障害者手帳の交付を受けた方

品目 補聴器・義肢・車いす・盲人用つえ・眼鏡・義眼・収尿器等

費用 前年の課税状況に応じ費用負担があります

その他 品目により千葉県障害者相談センターの判定が必要です



▲ 光スポーツ公園で行われた身障スポーツ大会

日常生活用具給付事業

在宅の重度障害者（児）に対し、日常生活の便宜を図るベッド等の日常生活用具を給付（貸与）をします

対象者 在宅の重度障害者

品目 浴槽・特殊寝台・盲人用時計等

費用 前年の課税状況に応じ費用負担があります

在宅重度障害者ショートステイ事業

重度障害者を介護している家庭で、疾病等の理由で一時的に介護できなくなったとき、身体障害者更生援護施設で一時的に保護する事業です。

対象者 身体障害者手帳の交付を受けた方

費用 1日当たり概ね1,500円位です

重度障害者医療費助成事業

手帳交付を受けた重度障害者の医療保険の自己負担分に対し助成します。

対象者 身体障害者 1・2級

内容 保険で決められた診療内容に限られます

更生医療の給付

身体障害者が、障害の程度を軽くし、または取り除き或いは障害の進行を防いで、職業及び日常生活の便宜を増すために必要な医療を給付します。

対象者 障害者手帳の交付を受けた方

費用 前年の課税状況に応じ負担

その他 千葉県障害者相談センターの判定が必要です

在宅重度障害者布団乾燥サービス

日常障害者の方々が使用している、寝具の乾燥サービスを実施し、障害者の健康の増進を図る事業です。

対象者 重度障害者の方

費用 無料

お知らせコーナー

青い鳥郵便葉書の無料配付

対象者 重度身体障害者（1・2級）の方

受付期限 5月31日まで

配付枚数 申込のあった障害者の方1人につき20枚

申込方法 お近くの郵便局で、身体障害者手帳を提示し備え付けの用紙に必要事項を記入し、お申し込みください。（代理人の方でも結構です）

配付方法 後日郵送します。（集配郵便局に直接申し込まれた場合は、その郵便局の窓口で配付）

問合せ お近くの郵便局へご連絡ください。

戦跡慰霊巡拝

実施地域	実施時期	費用
旧ソ連墓参	6月中旬～8月下旬	26～38万円
アリューシャン列島	7月上旬	35～37万円
中国	9月中旬	32～34万円
マーシャル・ギルバート諸島	12月上旬	50～52万円
インド	3月上旬	38～40万円

対象者 慰霊巡拝を行う地域における戦没者の遺族

申請先 役場住民福祉課福祉係

問合せ 千葉県厚生課 電話 043-223-2346